

## 和歌公園の指定管理者候補者を選定しました

和歌公園の令和7年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定しましたのでお知らせします。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会での議決を経た後に行う予定です。

### 記

- ◆ 申請者 令和6年9月6日から同月20日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

名 称 紀の国はまゆう

(代表となる団体)

(名 称) 近畿電設工業株式会社

(所在地) 和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号

(代表者) 代表取締役 吉川 幸夫

(構成員)

(名 称) 弘安建設株式会社

(所在地) 和歌山県和歌山市吉田563番地の1

(代表者) 代表取締役 池上 元一

(名 称) 日本体育施設株式会社

(所在地) 東京都中野区東中野三丁目20番10号

(代表者) 代表取締役 越後 幸太郎

(名 称) 特定非営利活動法人はまゆうJAPAN

(所在地) 和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番地

(代表者) 理事長 橘 誠

- ◆ 指定管理者候補者の名称 紀の国はまゆう

※審査の概要について、別紙のとおり

(連絡先)

県土整備部 都市住宅局

都市政策課 管理調整班

担 当：岩倉、湯川

電 話：073-441-3230

内 線：3230

## ◆ 審査の概要

## (1) 審査の方法

令和6年10月29日に開催された和歌山県都市公園等指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数が、あらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者候補者とする方法で行いました。

## (2) 選定委員会の構成

委員(長)	氏名	役職
委員長	田中 昭彦	弁護士
副委員長	谷 奈々	一般財団法人和歌山社会経済研究所研究委員
委員	小山 琢志	税理士
委員	中島 敦司	和歌山大学システム工学部教授
委員	中山 健	大阪体育大学体育学部教授
委員	村瀬 浩二	和歌山大学教育学部教授

## (3) 採点結果

審査基準	配点	審査項目	個別点	紀の国はまゆう
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	5	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	5	5.00
		計	5	5.00
2 施設効用の最大発揮	35	①施設運営の提案内容が、施設の設置目的に合致し、利用者の増加に資する具体的・現実的な内容となっているか	10	7.00
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	5	4.00
		③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	5	3.83
		④自主事業の提案内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか、また、子供や成人向けに限らず障害者の方などより広く県民が施設に親しむことができる機会を提供しているか	10	6.33
		⑤県及び関係機関との連携・協働が期待できるか	5	4.50
計	35	25.67		
3 効率的な管理運営	20	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか	5	3.33
		②経費の節減について具体的で現実的な提案があるか	5	3.50
		小計	10	6.83
		③提案額の評価(自動計算)	10	10.00
計	20	16.83		
4 管理を安定して行う能力	30	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか(仕様書に記載した業務要求水準) ※確保されない場合は失格	10	10.00
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	10	9.67
		③施設の管理運営業務に関する知識・経験を有した職員を配置でき、利用者への安全対策等を十分行える体制となっているか	5	3.83
		④災害時・緊急時に適切な対応をとれる体制となっているか	5	4.00
		計	30	27.50
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか	6	0.00
		②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用しているか	3	0.00
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか	1	0.00
		計	10	0.00
合計			100	75.00

## (4) 総評

管理を安定して行う能力に優れていると評価されました。